

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 28 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 株式会社エス・イー
 住所 奈良県北葛城郡王寺町畠田五丁目15番21号
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 ^{ソムラ}野々村 ^{リュウイチ}龍一
 電話番号 0745-32-3399
 FAX番号 0745-32-3381
 メールアドレス info@se-kfc.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
- この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数	1	者
----------------	---	---

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 7 月 28 日

届出者

氏名又は名称 株式会社エス・イー
住 所 奈良県北葛城郡王寺町畠田五丁目15番21号
代表者氏名 代表取締役 野々村 龍一

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社エス・イー		
住 所	〒636-0021 奈良県北葛城郡王寺町畠田五丁目15番21号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 ノノムラ リュウイチ 野々村 龍一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役野々村勇夫	代表取締役野々村龍一	} 年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 7 月 28 日

申請者

氏名又は名称 株式会社エス・イー

住 所 奈良県北葛城郡王寺町畠田五丁目15番21号

代表者氏名 代表取締役 野々村 龍一

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県北葛城郡王寺町畠田五丁目15番21号
株式会社エス・イー

会社法人等番号	1500-01-012434	
商号	株式会社エス・イー	
本店	奈良県北葛城郡王寺町畠田六丁目14番9号	
	奈良県北葛城郡王寺町畠田五丁目15番21号	平成18年11月 1日移転 平成18年11月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成3年4月17日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業 2. 上下水道の給水排水設備、厨房設備、洗面台、風呂、便所等衛生設備、空調設備、換気設備、スプリンクラー設備、電気配線設備の各機器の据付販売及び各工事の設計施工 3. 土木建築工事業 4. とび、土工工事業 5. 大工工事業 6. 造園工事業 7. 建物内外装工事業 8. 建築資材、建設機械、什器備品のリース業 9. 産業廃棄物収集、処理業 10. 前記各号に付帯する一切の事業 	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。 <div style="text-align: right;">平成18年11月 1日変更 平成18年11月 1日登記</div>	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>野々村 勇夫</u>	平成18年11月 1日就任
			平成18年11月 1日登記
	取締役	野々村 勇夫	平成28年 5月28日重任
			令和 1年12月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>野々村 チカ子</u>	平成18年11月 1日就任
			平成18年11月 1日登記
	取締役	野々村 チカ子	平成28年 5月28日重任
			令和 1年12月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>野々村 龍一</u>	平成18年11月 1日就任
			平成18年11月 1日登記
	取締役	野々村 龍一	平成28年 5月28日重任
			令和 1年12月10日登記
	<u>奈良県北葛城郡王寺町畠田六丁目14番9号 代表取締役</u>	<u>野々村 龍一</u>	平成23年 3月10日就任
			平成23年 3月15日登記
<u>奈良県北葛城郡王寺町畠田六丁目14番9号 代表取締役</u>	<u>野々村 龍一</u>	平成28年 5月28日重任	
		令和 1年12月10日登記	
<u>監査役</u>	<u>谷川 等</u>	平成18年11月 1日就任	
		平成18年11月 1日登記	
		平成28年 5月28日退任	
		令和 1年12月10日登記	
<u>監査役</u>	<u>野々村 美帆</u>	平成28年 5月28日就任	
		令和 1年12月10日登記	
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある		
		令和 1年12月10日登記	

奈良県北葛城郡王寺町畠田五丁目15番21号
株式会社エス・イー

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年5月26日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和3年7月30日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

杉本孝誠



株式会社エス・イー定款

第1章 総 則

(商号) 第1条 当社は、株式会社エス・イー と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 上下水道の給水排水設備、厨房設備、洗面台、風呂、便所等衛生設備、空調設備、換気設備、スプリンクラー設備、電気配線設備の各機器の据付販売及び各工事の設計施工
3. 土木建築工事業
4. とび、土工事業
5. 大工事業
6. 造園工事業
7. 建物内外装工事業
8. 建築資材、建設機械、什器備品のリース業
9. 産業廃棄物収集、処理業
10. 前記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良県北葛城郡王寺町 に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)
第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)
第 8 条 当会社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)
第 9 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)
第 10 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならぬ。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)
第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)
第 12 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)
第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)
第 14 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当

社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第 3 章 株主総会

(招集)
第 15 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
3 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 16 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を省略することなく開催することができる。

(議長)

第 17 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第 19 条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から 10 年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 株主総会以外の機関

(取締役及び監査役の数)

第22条 当会社の取締役は、3名以上7名以内とする。

2 当会社の監査役は、2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任方法)

第23条 当会社の取締役及び監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第24条 当会社の取締役及び監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会の決議により、代表取締役の中から取締役社長を選定し、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第27条 取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第30条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名又は記名押印し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査の範囲)

第32条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(報酬等)

第33条 取締役及び監査役の報酬、賞その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第35条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上は当会社の現行定款に相違ありません。

令和 3 年 7 月 28 日

所在地 〒636-0021

商号 奈良県北葛城郡玉寺町島田5丁目15-21

代表者

株式会社 工入・ノ

代表取締役 野々村 龍一

TEL 0745-32-3399(代)
FAX 0745-32-3381

